

1 県民活動支援機関／県民活動支援拠点の状況（県全域又は広域圏を活動エリアとするもの）

(1) 県民活動支援機関

(財)やまぐち県民活動きらめき財団	
住 所：〒753-8555 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館 4F T E L：083-924-9090 E-mail：kirazd@nifty.com F A X：083-924-9096 U R L：http://homepage3.nifty.com/kirameki/	
主な支援内容	県民活動団体等への活動助成／ボランティア保険掛金の補助／ボランティアフェスティバル開催／協働ネットワーク形成支援／県民活動支援センター管理・運営

(以下、支援機関の概要を記載)

(2) 県民活動支援拠点

(財)山口県国際交流協会	
住 所：〒753-0811 山口市吉敷3185-1 T E L：083-925-7353 E-mail：yiea@yiea.or.jp F A X：083-920-4144 U R L：http://www.yiea.or.jp/	
利用可能日時	火曜日～土曜日 9:00～17:00
利用設備等	貸会議室／会議スペース／コピー機／パソコン／テレビ・ビデオ／活動情報掲示スペース／その他（図書）
主な支援内容	非営利の民間国際交流・協力活動に関する支援（情報収集提供機能、交流機能、相談・仲介機能）／情報収集提供／民間交流の促進／国際理解の推進／外国人の支援／国際協力の推進 等

(以下、支援拠点の概要を記載)

(3) 県民活動支援機関／県民活動支援拠点（県全域／広域圏）における平成17年度事業

【(財)山口県文化振興財団】

事業名	事業内容	備考
普及啓発事業	「カルチャーやまぐち」の発行	普及啓発

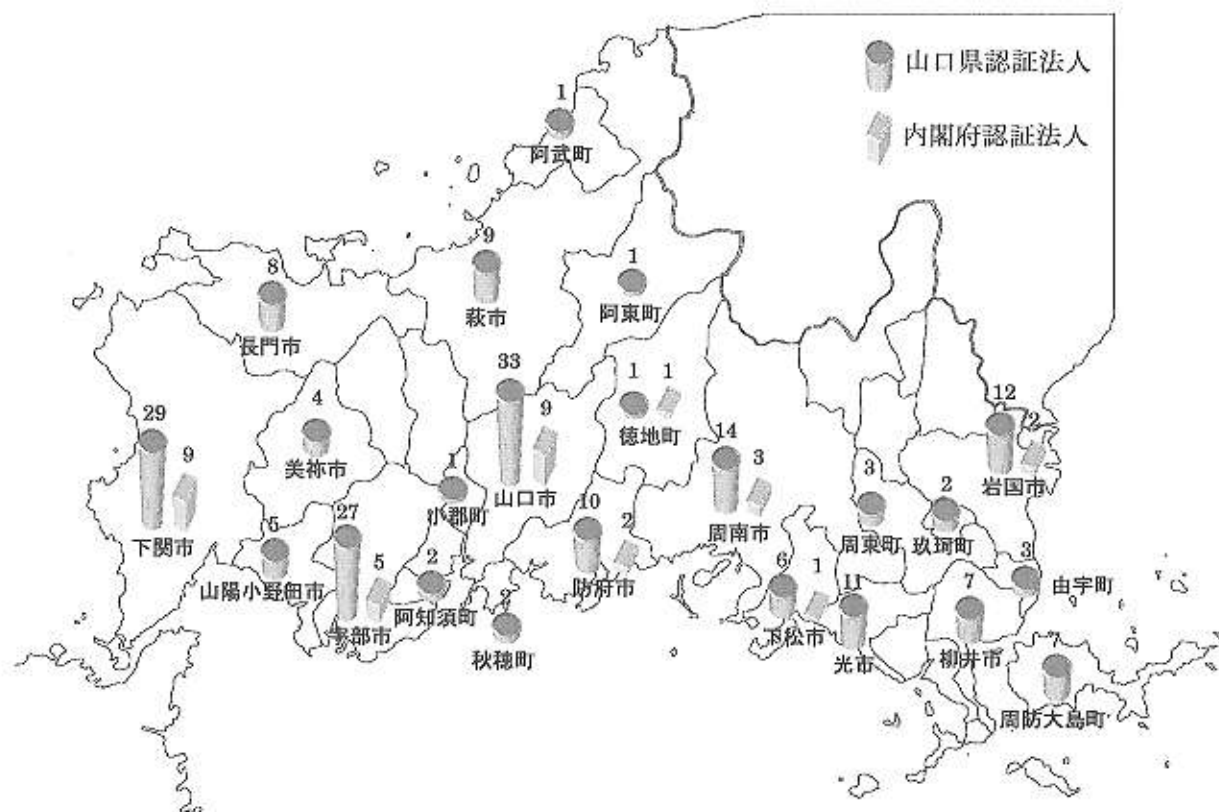
(以下、支援機関・支援拠点の事業を記載)

## 2 NPO法人の状況

### (1) 活動分野別NPO法人数

活動の種類（改正法に対応）	H12	H13	H14	H15	H16	H17.6末
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	22	44	66	92	117	117
社会教育の推進を図る活動	16	30	50	69	87	87
まちづくりの推進を図る活動	20	33	54	84	104	104
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	12	22	32	47	62	62
環境の保全を図る活動	7	16	28	44	60	60
災害救援活動	3	5	6	6	7	7
地域安全活動	2	4	7	10	13	13
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	4	12	18	20	22	22
国際協力の活動	3	6	12	15	21	21
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	3	7	14	16	17	17
子どもの健全育成を図る活動	17	31	48	60	84	84
情報化社会の発展を図る活動	—	—	—	4	13	13
科学技術の振興を図る活動	—	—	—	1	7	7
経済活動の活性化を図る活動	—	—	—	2	15	15
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	—	—	—	2	19	19
消費者の保護を図る活動	—	—	—	2	5	5
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	10	19	37	57	80	80
計	119	229	372	531	733	733
法人数	38	66	98	146	195	197

## 2) 主たる事務所所在地別NPO法人数



市町村名	NPO法人数 (H17.6月末)			市町村名	NPO法人数 (H17.6月末)		
	山口県認証	内閣府認証	計		山口県認証	内閣府認証	計
下関市	29	9	38	周南市	14	3	17
宇部市	27	5	32	周防大島町	7		7
山口市	33	9	42	由宇町	3		3
萩市	9		9	玖珂町	2		2
防府市	10	2	12	周東町	3		3
下松市	6	1	7	徳地町	1	1	2
岩国市	12	2	14	秋穂町	2		2
山陽小野田市	5		5	小郡町	1		1
光市	11		11	阿知須町	2		2
長門市	8		8	阿東町	1		1
柳井市	7		7	合計	197	32	229
美祢市	4		4				



### (3) 山口県知事認証法人 NPO法人一覧

法人名及び主たる事務所の所在地	目 的
萩子どもセンター 萩市大字東田町 52 番地	子どもの健全育成に関する活動を行うことによって、子どもの社会参画の拡充を図り、子どもの豊かな成長に寄与すること。

(以下、法人一覧を記載)

### (2) 内閣総理大臣認証法人

#### ①主たる事務所が県内にあるもの

法人名及び主たる事務所の所在地	目 的
ワールド地球環境保全生涯学習協会 周南市梅園町 1 丁目 23 番地	この法人は、自然と人間社会の共存、共生を研究し実施することにより環境保全に留意しつつ、自然破壊の予防および自然、資源の再生リサイクルに関する事業を行うと共に、高齢化社会における全ての障害者に対する福祉およびボランティア活動を通して、健常者と障害者の交流を図り、その心身のケアのもと、人間社会の共存・共生の大切さを学習し、社会全体の利益と福祉の増進に寄与し、美容事業を通じて募金・寄付・ボランティア・介護・助成活動をして人間学習教育を行い、地球上のあらゆる生命体の保護育成と自然環境の保全活動並びに海外途上国への支援活動を実践し、これらの事業に係わる全ての人々が生涯学習を体得し、人間社会の発展と自然界の保全に全力を注ぎ人間性を養い、資質の向上を目指すと共に、地球環境の保全に寄与すること。

(以下、法人一覧を記載)

#### ②従たる事務所が県内にあるもの

(以下、法人一覧を記載)

法人名及び主たる事務所の所在地	目 的
日本人権擁護連合会 宇部市東本町 1 丁目 3 番 7 号	人種、信条、性別、社会的身分又は門地等により政治的経済的又は社会的関係において差別された人々又はその恐れのある人々に対して、人権擁護、支援に関する事業を行い差別のない社会の建設に寄与すること。

## NPOとは何のことですか？

NPOとは、英語の Non Profit Organization の頭文字をとったものです。Non は「非」、Profit は「利益を目的とした」、Organization は「組織」で、「非営利組織」の意味です。営利を目的とする会社などの団体に対して、営利を目的としない民間団体を指す言葉として使われています。NPOが法人格を取得した場合はNPO法人（「特定非営利活動法人」）といいます。

従来、法人制度上の非営利法人と言えば、我が国では社団法人や財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協法人、労働組合、農協などがありました。しかしながら、法制度のしくみから、これらの法人や団体は、行政庁の監督や許認可のもとに置かれ、活動の自由が制約されてきました。

一方、近年、社会のニーズの多様化の中で、それに應えるため自由に自律的に活動する民間の非営利団体が増えてきました。これらの組織は、保健福祉の増進、学術・文化・芸術・スポーツの振興、まちづくり、国際協力、災害救助、人権の擁護などの幅広い分野で活躍するようになりました。市民が自発的に活動を組織していることが多いことから、このような活動を「市民活動」ということもあります。県では、こうした市民活動を組織的に行う団体を指してNPOとっています。

### 3 関係法規・条例・規則等

- (1) 山口県県民活動促進条例
- (2) 山口県県民活動支援センター条例
- (3) 山口県県民活動支援センター規則
- (4) 山口県県民活動審議会規則
- (5) 山口県県民活動推進本部設置要綱
- (6) 特定非営利活動促進法
- (7) 特定非営利活動促進法施行条例
- (8) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則

### (1) 計画の趣旨

地方分権の時代において、魅力ある地域社会を築いていくためには、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの「県民活動」が活発化していくことが大変重要です。

本計画は、県民活動促進条例に基づき、自主的・主体的な県民活動を促進するに当たっての環境づくりのために平成14年度に県が策定した計画であり、県民活動を促進していくための基本的な方針や施策の方向を示しています。

今後はこの計画にしたがって具体的な事業を進め、県民活動促進条例第1条に掲げる「県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現」を目指します。

### (2) 計画の性格

- 県民活動審議会や県民意見交換会、パブリック・コメントの導入等県民の意見を踏まえて策定した計画です。
- 市町村、事業者、県民活動団体、県民と連携して取り組む計画です。
- 県の総合計画である「やまぐち未来デザイン21」及びその他の県の部門別計画と密接に関連する計画です。
- 「地方分権の推進」、「行政改革の推進」の視点を踏まえた計画です。

### (3) 計画の期間

施策の基本的方向については、平成22年度までを見通した長期的な展望とし、取り組むべき課題と具体的施策の展開方向については平成19年度末までの5年間とします。

#### (4) 計画の体系

##### 3つの基本方針

- 多くの県民が県民活動に参加しやすい環境づくり
- 自主性、主体性を尊重しながら、活動がしやすくなるような環境づくり
- 県、市町村、事業者、県民活動団体および県民が、パートナーシップを確立し、協働を推進するための環境づくり

《 共通事項：市町村及び県民活動支援機関等との連携 》

#### 基本方針1 県民参加のための環境づくり

基本方針細項目	県民活動促進施策の展開方向
<p>1) 県民の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「時間、情報、きっかけ」等の課題に配慮した活動に参加しやすい環境づくり</li> <li>・多種多様な活動情報の提供</li> <li>・活動団体の社会的信用を高め、県民活動のすそ野が広がる環境づくり</li> </ul> <p>2) 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や従業員の県民活動への参加意欲を喚起し、県民活動を支援しやすくなるような環境づくり</li> <li>・事業者だけでなく、各種団体の理解と協力が得られるような環境づくり</li> </ul>	<p>ア. 県民への情報提供と参加意欲の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やイベントの開催などを通じた県民活動に関する理解や参加意欲の促進</li> <li>・条例で定める「県民活動促進期間」における重点的な普及啓発活動</li> <li>・県民活動への参加を促進する相談体制の充実</li> <li>・受け手に応じた多様な手段による情報の提供</li> <li>・市町村に対する情報発信の依頼</li> <li>・県民活動に参加しにくい人への広報方法、相談体制の工夫と県民や県民活動団体に対する協力依頼</li> </ul> <p>イ. 県民への学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の視点に立った各種の講座の開催や学習・研修機会の提供、活動の機会や場の提供</li> <li>・児童生徒等に対する学校・家庭・地域社会が連携した取組の推進</li> </ul> <p>ウ. 事業者の活動参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する県民活動の啓発、活動情報の提供、活動団体の紹介などを通じた理解の促進</li> <li>・事業者団体等と連携した県民活動への参加促進</li> <li>・事業者と県民や県民活動団体との連携の可能性の研究</li> <li>・事業者が県民活動への寄附を行いやすい仕組みに関する研究</li> <li>・各種団体に対する事業者と同様の取組の推進</li> </ul> <p>エ. ボランティア休暇制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のボランティア休暇取得についての配慮・促進と制度内容に関する研究</li> <li>・市町村職員への普及啓発に関する理解促進</li> <li>・事業者に対する制度の整備に関する理解促進、休暇取得への配慮について啓発</li> </ul> <p>オ. 県民活動に対応した保険制度の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民活動に対応した傷害保険や損害賠償保険等についての利用啓発と加入の促進</li> </ul>